

企業の社会的責任

企業経営漫談士 岡野実空

我が国企業の不祥事が一向に途切れず、マスコミは連日ネタに困りません。またその謝罪の記者会見の有様は、「社会的責任」を正しく理解せず、「経済的責任」にしか関心がない幹部が揃うと、組織でどのような事態が起きるかを知る恰好の場になっています。

因みに「経済的責任」とは、「企業の営利性を強調した見方であり、良質な財・サービスを適正な価格で売って、収益を得る責任のこと」。(大妻女子大学、宮田安彦教授の定義)今回のコラムは、不祥事を起こす企業に共通して欠落している、「経済的」責任以外の3つの責任を考えます。

責任1: 「法的」責任

「あなたは法律を守っていますか？」と尋ねられれば、その答えは全員が「はい」。しかしその中に、空いた道路を法定速度で運転している人はほとんどいない？いつからか私たちは、法を「守らなければならない」「守るべき」「守った方がよい」などと、区別して解釈するようになってしまいました。

言うまでもなく「法的」責任とは、企業を規制するあらゆる法を「遵守」する責任。しかしそんな人間の集団である我が国の企業の場合、とかく法律は「守った方がよい」程度にとられがち。違反に気づいても、身内の論理が優先、その解釈で押し通し、結果として不正を幫助してしまいます。

経済犯罪に対する罰則の重さで、真っ先に思い浮かべるのは、アル・カポネ。彼に対する懲役11年という厳刑は、主に「脱税」によるもの。『あらゆる領収書は経費で落とせる』(中公新書ラクレ)を元国税職員が書き、それがベストセラーとなるどころかの国との「遵守」意識の差を痛感します。

責任2: 「倫理的」責任

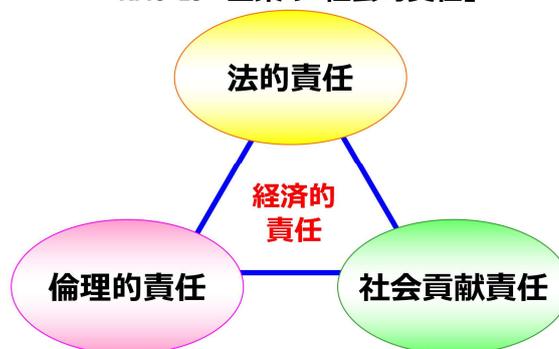
企業の「倫理的」責任とは、法の精神や社会の規範から考えて、企業が遵守すべきであると考えられる責任。「法的」責任に比べ、企業の裁量や自主性にかかる部分が多くなり、そこから企業や経営者の思想や哲学が浮き彫りになります。

例えば近年、経済のグローバル化に伴い、国別の税制の違いを利用して、企業や個人が巧みに課税を免れるという由々しき問題が浮上し、各国が連携して対策が検討されています。先年、世界的に大きな話題となった「パナマ文書」が明らかにしたのも、氷山のほんの一角にすぎません。

責任3: 「社会貢献」責任

「社会貢献」責任は、雇用の確保や環境保全に加え、文化支援や寄付行為、社員のボランティアなどの慈善活動を含みます。

KM0-19 企業の「社会的責任」



地域に根付いた企業にとっては、昔から当たり前のことでしたが、大都市への人口集中や、グローバル化による衰退によって、地方でもその停滞や退化が起きています。まして元々地域の概念が弱い大都会の企業では、「お義理」や「場当たり」的な対応も目立っています。

コラム冒頭で書いた、不祥事を起こす企業の「経済的責任」の偏重。しかし考えてみれば、実はそれすら果たしていないのが現実。なぜなら「良質でない」財を扱っているか、あるいは「良質な」財を、談合して「不適正」な価格で売っているからです。

多くの企業はいま、四百余年前の夏の「大坂城」状態。すなわち、「経済的」責任と最低限の「法的」責任という本丸だけを残し、「倫理的」責任という「内堀」まで埋め立てられ、城は丸裸同然。あっけなく落城するのは、歴史の必然でしょうか。

同志社大学・浜矩子教授の『ユニクロ栄えて国滅ぶ』発刊から早10年余。いまや『アマゾン栄えて世界滅ぶ』。現代のアル・カポネたちに、半世紀前、累進課税で75%もの所得税を払ったときの、故松下幸之助氏の至正のコメントを届けます。「ありがたいことに、私は国から25%もの高額な納税手数料を頂戴しています」。因みに、パナソニック創業百年の新聞広告は、経営の神様による仏様(浅草寺・雷門再建)への寄進がテーマでした。合掌！

2019年7月13日(初出平成30年3月19日) 実空